

令和6年度

単価契約仕様書

名称 路面電車軌道敷路面外維持管理業務（2024単価）

特定の場合

その業者名 _____

担当者 一般財団法人札幌市交通事業振興公社
路面電車部 維持管理課 線路施設係

路面電車軌道敷路面外維持管理業務(2024単価)

の業務価格入札について

- 1 入札は諸経費を含んだ金額で行う。
- 2 入札工種価格（契約単価）は消費税相当額を含めず計上すること。
- 3 入札は単価内訳表の輪縁路清掃（夜間軌道内）（1m当たり）のみを対象に行う。各工種の契約単価は輪縁路清掃（夜間軌道内）契約単価の策定係数を1.00とした各策定係数に基づいて契約することとする。よって全工種に対する入札は行わない。策定係数については小数第3位切り捨てとし、契約単価は1円未満切り捨てとする。

業 務 仕 様 書

1. 業務の目的

本業務は、軌道敷内の落ち葉清掃、排水施設清掃及び構内清掃等を行うことにより、電車の滑走防止による安全走行の確保、軌道の適正な維持管理の確保を図ることを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 軌道敷路面清掃

本線の軌道敷内等について、路面清掃車あるいは人力により落ち葉等の清掃を行い、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。

なお、路面清掃車による路面清掃は原則として早朝の電車営業時間外、人力による路面清掃は昼間の電車営業時間内に行う。

(2) 排水施設清掃

集水桝（U字側溝等の排水施設を含む）を、側溝清掃車等を使用して清掃し、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。

(3) 輪縁路清掃

輪縁路内の土砂や落ち葉等を人力により清掃し、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。

(4) 構内清掃

構内の土砂や落ち葉等を人力により清掃・分別し、指定する場所へ搬出する。

(5) 構内除草

構内の草刈りを行い指定する場所へ搬出する。

(6) レール間隔材の確認

輪縁路内清掃時において、レール間隔材を目視にて損傷・腐食の有無を確認する。

確認結果は別紙様式にて提出のこと。

(7) 共通事項

業務日

(1)～(5)の業務日は担当係員が指定した日とする。

3. 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

なお、作業区分は設計書の規格欄に明記されている。

(1) 昼間作業

労務費の補正は行わない。

(2) 夜間作業

【算定式】

設計労務単価＝P×1.5 P: 公共工事設計労務単価(昼間)

作業時間帯については下記のとおりとする。

- ・ 拘束時間 = (21:00～6:00) = 9 h
- ・ 休憩時間 = (23:00～24:00) = 1 h
- ・ 夜間割増時間 = (21:00～23:00)+(0:00～6:00) = 8 h
- ・ 作業時間 = 9時間 - 1時間 = 8 h

5. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。

軌道敷作業等事故防止マニュアルは業務契約締結後に配布するものとする。

札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事管理室ホームページよりダウンロード可能である。

6. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適正に配置し、作業に従事するものは安全チョッキを身に着けること。

また、電車の接近は、交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。

- (2) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (4) 業務従事者は、利用客の誤解をまねかないよう言動に注意すること。
- (5) 業務従事者は、清潔な服装を着用し、利用客等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (6) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

腕 章 例

路面電車軌道敷路面外維持管理業務責任者 会 社 名

路面電車軌道敷路面外維持管理業務員 会 社 名

7. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に精通した責任者を業務主任として配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有したものを配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、業務の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に努めなければならない。
- (7) 業務主任経歴書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。

8. 提出書類

- (1) 業務着手届 業務主任経歴書を添付
- (2) 業務計画書 札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書に準じたもの
- (3) 作業日誌 作業日毎
- (4) 業務完了届
- (5) 業務完了書類（2部） 施工状況写真、安全管理状況等の業務履行確認資料
- (6) 業務従事者名簿
氏名、年齢、経歴等を記載のこと。
- (7) その他委託者の担当係員が必要と認めたもの

9. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道運送事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

10. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

11. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・軌道敷内事故防止マニュアル等の周知について

管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・検査マニュアル・軌道敷内事故防止マニュアル等の関係法令等を周知するものとする。

また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。

- (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について

周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割（管理者、設計者、検査実施者）を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。

また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。

- (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再受注先を含む）すること。
- (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

12. 個人情報提供の制限について

- (1) 受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。

- (4) 受託者は、受託業務を履行するために公社から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自ら収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。
- (5) 受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、業務終了後に委託者に返還しなければならない。ただし、委託者から廃棄の指示があった場合は、速やかに廃棄しなければならない。
- (6) 受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、最善の方策を講じなければならない。
- (7) 受託者は、契約書等の各条項に違反したときは、契約解除等をするものとし、委託者が被った損害については賠償しなければならない。

13. 産業廃棄物について

作業により発生した汚泥は下記施設に搬入すること。

処分費については委託者から処理施設へ直接支払いを行うため、積算では考慮しない。

建設副産物分類					処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件
建設 廃棄物	産業 廃棄物	汚泥	中間	脱水 (埋立)	(株)公清企業 (エコパーク)	東) 中沼町45-23 Tel792-3770	・有機、無機 ・受入条件については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者に委託

木くずについては以下の処理施設を想定している。

建設副産物分類					処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件
建設 廃棄物	産業 廃棄物	木くず	中間	焼却	駒岡清掃工場	南) 真駒内602-30 Tel582-9733	・最大辺が0.5~2.0m以下のもの(セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可) ・剪定枝も受入れ可能(1週間以上、乾燥させること)

14. 業務代金の支払い

業務終了後受託者が業務完了届を提出し、委託者が行う検査に合格した後、発注単位ごとに支払うこととする。

15. その他

仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。

業務着手届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理事長 藤井 透 様

受託者 住 所
会社名
代表者

印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受託者 住 所
 会社名
 代表者

印

業務完了届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長 藤井 透 様

住所
受託者 会社名
代表者名 印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受付	令和 年 月 日			完了を確認した職員 (氏名) 印
課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 令和 年 月 日に検査を実施してよろしい でしょうか。 検査員
課長	係長	主任	係	業務完了検査報告書 令和 年 月 日 検査員 印 立会人 印
上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。				
契約金額	円(税込)		契約年月日	令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日		完了年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日		検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
備考				

作 業 日 誌

【路面電車軌道敷路面外維持管理業務 指示第 号】

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

履 行 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

作 業 月 日 令和 年 月 日 () 天候

No	項 目	単 位	数 量	累計数量

備考・作業場所等

委託者 業務主任 ⑩

受託者 業務主任 ⑩

作 業 月 日 令和 年 月 日 () 天候

No	項 目	単 位	数 量	累計数量

備考・作業場所等

委託者 業務主任 ⑩

受託者 業務主任 ⑩

業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
軌道敷路面外維持管理	式	1			第1号内訳書
安全費	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通仮設費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					

軌道敷路面外維持管理業務内訳書

一金 _____ 円

第 1 号内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路面清掃(機械)	夜間 路面清掃車	回	15			一次単算 No.1
路面清掃(人力)	昼間	日	15			一次単算 No.2
排水施設清掃 (暗渠)	夜間	m	340			一次単算 No.3
排水施設清掃 (側溝)	昼間	m	55			一次単算 No.4
排水施設清掃 (排水桝)	夜間	箇所	105			一次単算 No.5
排水施設清掃 (排水桝)	昼間	箇所	9			一次単算 No.6
輪縁路清掃	夜間	m	1,100			一次単算 No.7
輪縁路清掃 (都心線曲線部)	夜間	m	730			一次単算 No.8
輪縁路清掃 (構内)	昼間	m	150			一次単算 No.9
構内清掃	昼間 人力	回	1			一次単算 No.10
構内除草	昼間 肩掛式	回	1			一次単算 No.11
運搬費	昼間 建設汚泥	t	20			一次単算 No.12
	m3/1.1t					
運搬処理費	昼間 木くず	t	2			一次単算 No.13
	m3/0.55t					
合 計						

一 次 単 価 算 出 調 書

番号	細 目	単位	単 価	算 出 の 基 礎	摘 要
1	(夜間)	回	円	路面清掃作業 17.81 km × 円/km = 円	二次単 No.1
	路面清掃(機械)			端数処理 1 式 = 円	
	ブラシ式リヤフトタン ブ2.5m3級			計 円	
2	(昼間)	日	円	土木一般世話役 0.4 人 × 円 = 円	当社制定策定歩掛
	路面清掃(人力)			普通作業員 2.0 人 × 円 = 円	
				2tダンプトラック損料 1.0 日 × 円 = 円	R4機械損料 p.32
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円	(労務費+機械損料)×15%
	計 円				
3	(夜間)	m	円	土木一般世話役 0.88 人 × 円 = 円	
	排水施設清掃 (暗渠)			普通作業員 3.54 人 × 円 = 円	
				排水管清掃車運転 5.93 時間 × 円 = 円	二次単 No.2
				側溝清掃車運転 5.93 時間 × 円 = 円	二次単 No.3
	ジェット式 タンク容量 5.3~5.8m3			諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円	労務費×2%
	プロワ式 ホッパ°容量 4.5~5.0m3			計 (100m当り) 円	
	(1m当りの単価) 円				
4	(昼間)	m	円	土木一般世話役 0.77 人 × 円 = 円	
	排水施設清掃 (側溝)			普通作業員 3.17 人 × 円 = 円	
				排水管清掃車運転 5.74 時間 × 円 = 円	二次単 No.2
				側溝清掃車運転 5.74 時間 × 円 = 円	二次単 No.3
	ジェット式 タンク容量 5.3~5.8m3			諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円	労務費×2%
	プロワ式 ホッパ°容量 4.5~5.0m3			計 (100m当り) 円	
	(1m当りの単価) 円				
5	(夜間)	箇所	円	土木一般世話役 1.85 人 × 円 = 円	
	排水施設清掃 (排水柵)			普通作業員 8.09 人 × 円 = 円	
				側溝清掃車運転 15.02 時間 × 円 = 円	二次単 No.3
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円	(労務費+機械運転)×2%
	プロワ式 ホッパ°容量 4.5~5.0m3			計 (100箇所当り) 円	
	(1箇所当りの単価) 円				
6	(昼間)	箇所	円	土木一般世話役 3.20 人 × 円 = 円	
	排水施設清掃 (排水柵)			普通作業員 13.99 人 × 円 = 円	
				側溝清掃車運転 25.99 時間 × 円 = 円	二次単 No.3
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円	(労務費+機械運転)×2%
	プロワ式 ホッパ°容量 4.5~5.0m3			計 (100箇所当り) 円	
	(1箇所当りの単価) 円				
7	(夜間)	m	円	普通作業員 1.40 人 × 円 = 円	当社制定策定歩掛
	輪縁路清掃			2tダンプトラック運転 2.70 時間 × 円 = 円	二次単 No.4
				端数処理 1 式 = 円	
				計 (100m当り) 円	
	(1m当りの単価) 円				

一 次 単 価 算 出 調 書

番号	細 目	単位	単 価	算 出 の 基 礎	摘 要			
8	(夜間) 輪縁路清掃 (都心線曲線部)	m	円	普通作業員	2.40 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				2tダンプトラック運転	4.80 時間 ×	円 =	円	二次単 No.4
				端数処理	1 式	=	円	
				計	(100m当り)		円	
				(1m当りの単価)			円	
9	(昼間) 輪縁路清掃 (構内)	m	円	普通作業員	1.40 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				2tダンプトラック運転	2.70 時間 ×	円 =	円	二次単 No.5
				端数処理	1 式	=	円	
				計	(100m当り)		円	
				(1m当りの単価)			円	
10	(昼間) 構内清掃(歩道 等・人力)	回	円	構内清掃	5,806 m2 ×	円 =	円	二次単 No.6
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
11	(昼間) 構内除草 (肩掛式・集草)	回	円	機械除草	842 m2 ×	円 =	円	飛び石防護あり 二次単 No.7
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
12	(昼間) 運搬費 (建設汚泥)	t	円	土砂等運搬	10 m3 ×	円 =	円	現場制約あり 二次単 No.8 あり 人力 土砂 DID区間有 23.0km以下
				端数処理	(10m3(11t)当り)		円	
				(1t当りの単価)			円	
				端数処理	1 式		円	
				計			円	
13	(昼間) 運搬処理費 (木くず・処理費込)	t	円	処理費(木くず)	5.5 t ×	円 =	円	駒岡清掃工場 R5.12札幌市 単価
				土砂等運搬	10 m3 ×	円 =	円	現場制約あり 二次単 No.9 あり 人力 土砂 DID区間有 10.5km以下
				計	(10m3(5.5t)当り)		円	
				(1t当りの単価)			円	
				端数処理	1 式		円	
14	(昼間) 交通誘導警備員A (1)	人	円	交通誘導警備員A			円	
15	(夜間) 交通誘導警備員A (2)	人	円	交通誘導警備員A			円	
16	(昼間) 交通誘導警備員B (1)	人	円	交通誘導警備員B			円	
17	(夜間) 交通誘導警備員B (2)	人	円	交通誘導警備員B			円	

二次単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎			摘要	
1	(夜間) 路面清掃作業 ホッパ容量 2.5~3.1m ³	km	円	土木一般世話役	0.026 人 ×	円 =	円	国交省 路面清掃(機械清掃) 三次単 No.1 (労務費+機械経費)×19%
				普通作業員	0.039 人 ×	円 =	円	
				路面清掃車運転	0.24 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	
				計			円	
2	(夜間) 排水管清掃車 運転費 ジェット式 タンク容量 5.3~5.8m ³ 建設 機械等損料表	時間	円	一般運転手	0.15 人 ×	円 =	円	R5.12建設・積算
				軽油(1・2号)	7.90 L ×	円 =	円	
				排水管清掃車	1 時間 ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
3	(夜間) 側溝清掃車 運転費 プロワ式 ホッパ容量 4.5~5.0m ³ 建設 機械等損料表	時間	円	一般運転手	0.15 人 ×	円 =	円	R5.12建設・積算
				軽油(1・2号)	9.40 L ×	円 =	円	
				側溝清掃車	1 時間 ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
4	(夜間) 2tダンプトラック 運転費	時間	円	一般運転手	0.17 人 ×	円 =	円	札幌市単価 機械損料+機械消耗品
				軽油(1・2号)	3.80 L ×	円 =	円	
				ダンプトラック2t	1 時間 ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
5	(昼間) 2tダンプトラック 運転費	時間	円	一般運転手	0.17 人 ×	円 =	円	札幌市単価 機械損料(良好)+機械消 耗品
				軽油(1・2号)	3.80 L ×	円 =	円	
				ダンプトラック2t	1 時間 ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
6	(昼間) 路面清掃 (歩道等・人力)	m ²	円	普通作業員	0.60 人 ×	円 =	円	(1000m ²) (1m ² 当りの単価)
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	
							円	
7	(昼間) 機械清掃 (肩掛式・集草)	m ²	円	草刈機(肩掛式)	3.50 日 ×	円 =	円	径255 建設機械等 損料表
				特殊作業員	1.90 人 ×	円 =	円	
				普通作業員	2.10 人 ×	円 =	円	
				土木一般世話役	0.50 人 ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計	(1000m ²)		円	
	(1m ² 当りの単価)		円					
8	(昼間) 土砂等運搬工 機械損料(良好)+ 機械消耗品	m ³	円	ダンプトラック2t	0.35 日 ×	円 =	円	現場制約あり 人力 土砂 DID区間有 23.0km以下
				一般運転手	0.30 人 ×	円 =	円	
				軽油(1・2号)	6.90 L ×	円 =	円	
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	

二次単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要
9	(昼間)	m3	円	ダンプトラック2t 0.21 日 × 円 = 円	現場制約あり人力 土砂 DID区間有 10.5km以下
	土砂等運搬工			一般運転手 0.18 人 × 円 = 円	
	機械損料(良好)+ 機械消耗品			軽油(1・2号) 4.14 L × 円 = 円	
				端数処理 1 式 = 円	
				計 円	

三次単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要	
1	(夜間) 路面清掃車 運転費	時間	円	路面清掃車損料 1 時間 × 円 = 円	機械損料	
				一般運転手 0.13 人 × 円 = 円		国交省 I-6-①-1 建設機械運転労務等
				助手(普通作業員) 0.13 人 × 円 = 円		国交省 IV-3-③-1 路面清掃工(機械清掃)
				軽油(1・2号) 13.00 L × 円 = 円		R5.12建設・積算
				端数処理 1 式 = 円		
				計 円		

路面電車軌道敷路面外維持管理業務（単価内訳表）

No.	名称	規格・形質	単位	数量	直接業務費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	設計単価	策定係数	設計単価×数量	備考
1	路面清掃(機械)	夜間 路面清掃車	回	15						259.61		
2	路面清掃(人力)	昼間	日	15						106.53		
3	排水施設清掃 (暗渠)	夜間	m	340						4.78		
4	排水施設清掃 (側溝)	昼間	m	55						3.74		
5	排水施設清掃 (排水柵)	夜間	箇所	105						8.52		
6	排水施設清掃 (排水柵)	昼間	箇所	9						11.66		
7	輪縁路清掃	夜間	m	1,100						1.00		基準単価
8	輪縁路清掃 (都心線曲線部)	夜間	m	730						1.73		
9	輪縁路清掃 (構内)	昼間	m	150						0.69		
10	構内清掃	昼間 人力	回	1						115.31		
11	構内除草	昼間 肩掛式	回	1						140.88		
12	運搬費	昼間 建設汚泥	t	20						11.23		
13	運搬処理費	昼間 木くず	t	2						45.21		
14	交通誘導警備員A(1)	昼間	人	2						28.07		
15	交通誘導警備員A(2)	夜間	人	2						42.11		
16	交通誘導警備員B(1)	昼間	人	2						23.22		
17	交通誘導警備員B(2)	夜間	人	20						34.83		

業務価格
消費税(10%)
業務委託費

諸経費補正率算出調書(軌道敷路面外維持管理業務)

1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	現場環境改善費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係に係る費用	×	
		(4) 地域連携に係る費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(4) 建設機械等の運搬基地	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舎の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		31項目中13項目適用 13/31=0.41935⇒ 41.94%		41.94%
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5

2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1)募集及び解散に要する費用	○	
		(2)慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3)直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4)賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5)労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1)自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2)工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険の保険料	○	
		(3)その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の対応に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費	×	
14	工事登録等に要する費用	工事実績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	公共事業労務費調査に要する費用		×	
17	雑費	1～16までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		23項目中16項目適用 16/23=0.69565 ⇒ 69.57%		69.57 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 $17/21=0.80952 \Rightarrow 80.95\%$		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費				
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	共通仮設費率		
	共通仮設費率	補正率	補正共通仮設費率
	補正		

現場管理費率	純業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	現場管理費率		
	現場管理費率	補正率	補正現場管理費率
	補正		

一般管理費率	業務原価		
	一般管理費率		
	一般管理費率	補正率	補正一般管理費率
	補正		

	金額
直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	